

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
シエラレオネ	食糧援助に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	430,000千円 H26.3.31まで	H26.2.5 アクラ(ガーナ)で (同日)	日本側 二階尚人在シエラレオネ大使(ガーナにて兼轄) シエラレオネ側 サムラ・マシユル・クアルカ大臣	H26.2.24 58号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。